

宮崎県庁デジタルサイネージ 管理者募集要項

1 趣旨

宮崎県庁に設置しているデジタルサイネージを借り受けて管理し、宮崎県の県政情報を表示すると共に、広告を掲出する者の募集、広告の作成等、広告に関する一切の業務を行う事業者（以下「管理者」という。）を募集する。

2 管理者の決定等

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により県有財産であるデジタルサイネージを借り受けてデジタルサイネージの表示に関する業務を行う者（管理者）を選定し、県と管理者との間に県有財産の賃貸借及びデジタルサイネージの表示業務についての契約（以下「契約」という。）を締結する。

なお、契約については、管理者と表示内容等についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。表示のための機器設置及びインターネット回線等の工事は、庁舎管理上の都合により工法等を変更する場合がある。

3 公募条件等

(1) 名称

宮崎県庁デジタルサイネージ管理業務

(2) 公募事項

県有財産の賃貸借及びデジタルサイネージの表示に関する業務

(3) 貸付財産

財産の所在	財産の名称	貸付財産の表示及び条件等
宮崎県橘通東1丁目44	宮崎県防災庁舎1階休憩スペース壁面及びデジタルサイネージ	貸付面積：縦96cm×横174cm デジタルサイネージの型式等： SONY 4K KJ75X9500H 条件：表示のための機器設置及びインターネット回線等の工事は管理者において行うこと。

※ 別紙1「位置図」参照

(4) 貸付期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日までの期間とする。

ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、管理者が契約条件に違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、契約を解除することがある。

(5) 貸付料

ア 管理者として決定した者が提示した貸付物件の使用に係る提案価格（税抜）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とする。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとする。なお、令和5年度の貸付料は年額貸付料の12分の2とし、令和10年度の貸付料は年額貸付料の12分の10とする。

イ 各年度当初に県が発行する納入通知書により県が指定する日までに全額納入すること。

※ 年額貸付料には、機器及び回線の設置に係る行政財産目的外使用料並びに光熱水費は含まないものとする。

(6) デジタルサイネージの表示内容

別紙2「宮崎県デジタルサイネージ表示業務仕様」に基づいて表示するものとする。

(7) 光熱水費及びその他必要経費

デジタルサイネージに接続するインターネット回線等の工事及び中継機器等の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費（県が必要な指示を行う場合がある。）は設置者の負担とし、回線及び機器等の設置については個別に行政財産の目的外使用許可手続きを取るものとする。

4 担当部局及び連絡先

- (1) 部局名： 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当
- (2) 所在地： 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (3) 電話番号： 0985-26-7018
- (4) F A X 番号： 0985-26-7638
- (5) E-mail： zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp

5 応募資格要件

デジタルサイネージの表示に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
- (3) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税又は特別法人事業税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。
※ ただし、該当しない場合は除く。
- (4) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (5) 広告代理業を営む者で、過去2年以内にデジタルサイネージ広告及びこれに類する広告掲出業務の履行実績を有する者。

6 募集スケジュール

募集スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	項 目
令和5年9月1日（金）	募集要項、仕様書の交付、企画提案書の受付開始
令和5年9月8日（金）	質疑票受付締切り
令和5年9月15日（金）	応募申込書締切り
選定終了後	管理者決定の通知

7 募集要項の交付

令和5年9月1日（金）から令和5年9月15日（金）までの期間、宮崎県ホームページでのダウンロードのほか、4に掲げる場所で配布する。手渡しの場合の配布時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

8 質疑等の受付

- (1) 受付場所
4に同じ
- (2) 受付期間
令和5年9月1日（金）から令和5年9月8日（金）午後5時までの間とする。
- (3) 提出方法
電子メールで質疑票（第1号様式）を提出すること（提出先 zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp）。
なお、電子メールの件名は、「宮崎県庁デジタルサイネージ管理者募集に係る質疑票」とすること。
- (4) 回答方法
下記ホームページに質疑の内容を要約した上で回答を掲載し、公表する。

「宮崎県庁デジタルサーネーじ管理者募集」

URL : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp>

9 申込手続等

(1) 申込みに必要な書類及び提出方法

次のアからクまでに掲げる書類各1部及びクの応募申込書を4の場所へ持参又は郵送する。(期限内必着のこと。)

ア	応募申込書	・・・第2号様式
イ	誓約書	・・・第3号様式
ウ	役員等一覧	・・・第4号様式
エ	(法人) 法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) (個人) 住民票記載事項証明書	
オ	県税に未納がないことを証する書類(該当しない場合は除く)	
カ	(法人) 会社概要 (個人) 事業概要	
キ	財務状況を示す書類	※原則として、過去2年間の貸借対照表及び損益計算書
ク	5(5)に係る実績を確認できる書類(様式任意)	

(2) 提出期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)午後5時までの期間とする。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、いずれも午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

10 申込みの無効

(1) 応募資格のない者の提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類又は提出方法等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 記載又は押印すべき事項の全部又は一部について記載又は押印がないもの

ウ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

11 管理者の決定方法

(1) 選定の実施

提出された全ての書類を基に書面審査を行い、「5応募資格要件」に規定する資格を全て満たしている者を選定対象者とする。なお、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(2) 選定方法

選定対象者のうち、県が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込を行ったものを管理者とする。なお、最高価格で応募した選定対象者が2名以上あるときは、当該応募者立ち会いのもと、くじにより管理者を選定する。

(3) 選定結果

選定結果については、全ての提案者に書面で通知する。

(4) 応募価格が最低貸付料に達しなかった場合

選定対象者の応募申込価格が県の定めた最低価格に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出させ、管理者を選定する場合がある。

12 契約事務等

管理者に決定した者は、貸付期間の開始までに、次の手続きを要する。

(1) 行政財産目的外使用許可の手続

使用者は、デジタルサイネーじの表示に要する機器を庁舎内に設置し、インターネット回線等の工事を行う。

機器及び配線等の設置に関しては、行政財産目的外使用許可申請書を提出し、許可を受け

るものとする。なお、当該許可に係る使用料については別に支払う。

(2) 公有財産借受申請書の提出

別途定める期間までに提出するものとする。なお申請書には連帯保証人の記名押印を要するが、管理者が過去2年以内に国又は地方公共団体の施設において本件と同様の業務の実績がある場合は、連帯保証人は不要とする。

(3) 賃貸借契約

県と使用者は、別紙3「賃貸借契約書(案)」に基づき、賃貸借契約を締結する。

なお、契約手続及び貸付手続に関する一切の費用については、管理者の負担とする。

13 その他

(1) この応募申込に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。